

基 発 0930 第 12 号

平成 28 年 9 月 30 日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 28 年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年度の地域別最低賃金額の改定については、平成 28 年 9 月中に改定公示のすべてが行われ、平成 28 年 10 月 1 日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定が予定されています。

これら改定された最低賃金額（以下「改定最賃額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、広報誌等において、同封の広報原稿例を参考に、改定最賃額の周知・広報について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

東京都 最低賃金

時間額

932 ^{25円 UP} 円

平成28年10月1日から

守ってる？ 守られてる？
雇う上でも、働く上でも、
最低限の
ルールなんです!!

最低賃金、
しっかり
チェックウーッ!!



必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

パソコンでも最低賃金がチェックできます!

WEBでチェック!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ

東京労働局ホームページアドレス
<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。



最低賃金制度とは?

働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度なんです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。



最低賃金額以上と
なっているか

チェックの方法は?

チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額^(※2)(時間額)と比較するんです!



1 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

2 日給の場合

日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) $\geq$ 最低賃金額(時間額)

3 月給の場合

月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) $\geq$ 最低賃金額(時間額)

4 上記1、2、3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) $\rightarrow$ 2の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) $\rightarrow$ 3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 $\geq$ 特定最低賃金額

あなたの
賃金は?

スマホ、携帯で
調べよう!



リサイクル適性A

この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。(H28.9)

平成28年度地域別最低賃金時間額状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効年月日)
北海道	786 (764)	22	(平成28年10月1日)
青 森	716 (695)	21	(平成28年10月20日)
岩 手	716 (695)	21	(平成28年10月5日)
宮 城	748 (726)	22	(平成28年10月5日)
秋 田	716 (695)	21	(平成28年10月6日)
山 形	717 (696)	21	(平成28年10月7日)
福 島	726 (705)	21	(平成28年10月1日)
茨 城	771 (747)	24	(平成28年10月1日)
栃 木	775 (751)	24	(平成28年10月1日)
群 馬	759 (737)	22	(平成28年10月6日)
埼 玉	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
千 葉	842 (817)	25	(平成28年10月1日)
東 京	932 (907)	25	(平成28年10月1日)
神奈川	930 (905)	25	(平成28年10月1日)
新 潟	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
富 山	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
石 川	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
福 井	754 (732)	22	(平成28年10月1日)
山 梨	759 (737)	22	(平成28年10月1日)
長 野	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
岐 阜	776 (754)	22	(平成28年10月1日)
静 岡	807 (783)	24	(平成28年10月5日)
愛 知	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
三 重	795 (771)	24	(平成28年10月1日)
滋 賀	788 (764)	24	(平成28年10月6日)
京 都	831 (807)	24	(平成28年10月2日)
大 阪	883 (858)	25	(平成28年10月1日)
兵 庫	819 (794)	25	(平成28年10月1日)
奈 良	762 (740)	22	(平成28年10月6日)
和歌山	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
鳥 取	715 (693)	22	(平成28年10月12日)
島 根	718 (696)	22	(平成28年10月1日)
岡 山	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
広 島	793 (769)	24	(平成28年10月1日)
山 口	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
徳 島	716 (695)	21	(平成28年10月1日)
香 川	742 (719)	23	(平成28年10月1日)
愛 媛	717 (696)	21	(平成28年10月1日)
高 知	715 (693)	22	(平成28年10月16日)
福 岡	765 (743)	22	(平成28年10月1日)
佐 賀	715 (694)	21	(平成28年10月2日)
長 崎	715 (694)	21	(平成28年10月6日)
熊 本	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
大 分	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
宮 崎	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
鹿児島	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
沖 縄	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
全国加重平均額	823 (798)	25	

※1 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額

(広報原稿例)

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、10月1日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（罰金：上限50万円）が定められています。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金が適用されます。

平成28年度地域別最低賃金改定状況								
都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日
北海道	786	H28.10.1	石川	757	H28.10.1	岡山	757	H28.10.1
青森	716	H28.10.20	福井	754	H28.10.1	広島	793	H28.10.1
岩手	716	H28.10.5	山梨	759	H28.10.1	山口	753	H28.10.1
宮城	748	H28.10.5	長野	770	H28.10.1	徳島	716	H28.10.1
秋田	716	H28.10.6	岐阜	776	H28.10.1	香川	742	H28.10.1
山形	717	H28.10.7	静岡	807	H28.10.5	愛媛	717	H28.10.1
福島	726	H28.10.1	愛知	845	H28.10.1	高知	715	H28.10.16
茨城	771	H28.10.1	三重	795	H28.10.1	福岡	765	H28.10.1
栃木	775	H28.10.1	滋賀	788	H28.10.6	佐賀	715	H28.10.2
群馬	759	H28.10.6	京都	831	H28.10.2	長崎	715	H28.10.6
埼玉	845	H28.10.1	大阪	883	H28.10.1	熊本	715	H28.10.1
千葉	842	H28.10.1	兵庫	819	H28.10.1	大分	715	H28.10.1
東京	932	H28.10.1	奈良	762	H28.10.6	宮崎	714	H28.10.1
神奈川	930	H28.10.1	和歌山	753	H28.10.1	鹿児島	715	H28.10.1
新潟	753	H28.10.1	鳥取	715	H28.10.12	沖縄	714	H28.10.1
富山	770	H28.10.1	島根	718	H28.10.1			